

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 過誤納金返還請求訴訟事件
国側当事者・国(真岡税務署長)
令和3年10月7日棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和
同	堀 招子
同	瀧谷 耕二
同	竹内 亮
被告	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、4952万8600円及びうち4952万円に対する平成27年2月26日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日まで、平成28年12月31日までは年1.8%の割合、平成29年1月1日から同年12月31日までは年1.7%の割合、平成30年1月1日から令和2年12月31日までは年1.6%の割合、令和3年1月1日以降は年7.3%の割合又は租税特別措置法93条2項に規定する特例基準割合(ただし、当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)のいずれか低い割合を乗じて計算した各金額を合計した金員(ただし、その合計金額につき100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたもの)を支払え。

第2 事案の概要

原告は、平成19年から平成25年までの各1月1日から12月31日までの事業年度(以下、それぞれ「平成19年12月期」などといい、併せて「本件各事業年度」という。)の法人税及び平成25年1月1日から同年12月31日までの課税事業年度(以下、上記の事業年度と同様に「平成25年12月期」と表記する。)の復興特別法人税につき、租税特別措置法(平成26年法律第10号による改正前のもの。以下「措置法」という。)67条の3第1項2号に定める農業協同組合等に委託して行う肉用牛の売却に係る所得の課税の特例(以下「本件特例」という。)が適用されるとしてそれぞれ申告をした。真岡税務署長は、原告が本件各事業年度において行った肉用牛の売却取引の中には、本件特例の適用が認められないにもかか

ならず、委託して行う売却であるかのように装われたものがあるとして、原告に対し、平成27年3月17日付けで、平成19年12月期以後の法人税の青色申告の承認取消処分、本件各事業年度の法人税及び平成25年12月期の復興特別法人税の各更正処分をした。原告は、真岡税務署作成に係る平成27年2月23日付け「延滞税等のお知らせ」と題する書面に記載された延滞税及び利子税を同月26日に納付したが、同延滞税の額は、原告が上記売却取引により法人税及び復興特別法人税を「偽りその他不正の行為」（国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下「通則法」という。）61条1項）により免れたものとして算定されていた。

本件は、原告が、上記延滞税について、「偽りその他不正の行為」により免れたものではないと主張し、通則法61条1項による延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例が適用されることから、同特例が適用された場合の延滞税の額と、既に納付した延滞税との差額部分が過誤納であるとして、不当利得に基づく返還を求める事案である。

1 関係法令等の定め概要（本件当時のもの）

（1）過誤納金についての定め

通則法56条1項は、国税局長、税務署長又は税関長は、国税に係る過誤納金があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない旨を定める。

（2）延滞税等についての定め

通則法60条1項2号は、更正を受けた場合において、納付すべき国税があるときは、延滞税を納付しなければならない旨を定める。

同条2項は、延滞税の額について、同条1項各号に定める国税の法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、一定の割合を乗じて計算した額とする旨を定める。

通則法61条1項は、更正があった場合において、その更正に係る国税について期限内申告書が提出されている場合において、その法定申告期限から一年を経過する日後に当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間については、同法60条2項に規定する期間から控除する（ただし、当該更正が、偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者についてされた当該国税に係る更正（以下「特定更正」という。）は除く。）旨を定める。

（3）本件特例についての定め

ア 措置法67条の3第1項は、農業生産法人が、昭和56年4月1日から平成27年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に同項2号に掲げる「農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却」の方法により同号に定める当該農業生産法人が飼育した生産後1年未満の肉用牛を売却した場合等において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛があるときは、当該農業生産法人の当該売却による利益の額に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する旨を定める。

イ 措置法67条の3第3項前段は、同条1項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める

事項を証する書類（以下「肉用牛売却証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する旨を定める。

(4) 重加算税等に関する法令の定め

通則法68条1項は、過少申告加算税の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨を定める。

(5) 国税の更正、決定等の期間制限に関する法令の定め

平成23年法律第114号による改正前の国税通則法70条5項（以下「旧通則法70条5項」という。）は、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等は、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から7年を経過する日まですることができる旨を定め、その1号として、更正又は決定については、その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日）を定める。

2 前提事実（当事者間に争いがなければ後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和54年8月●日に設立された、肉用牛の飼育、肥育及び販売等を目的とする株式会社であり、本店を栃木県芳賀郡●●に置く農業生産法人（本件各事業年度当時）である。

イ 株式会社B（以下「B」という。）は、昭和62年4月●日に設立された、肉用牛の飼育、肥育及び販売等を目的とする株式会社であり、原告と本店所在地を同じくする原告の関連会社である。

ウ 株式会社C（以下「C」という。）は、平成19年3月●日に設立された、飼料用農作物の栽培及び販売並びに肉牛の肥育及び販売等を目的とする株式会社であり、本店を北海道稚内市に置き、原告がその発行済株式の過半数を有する原告の関連会社である。

エ Dの栃木県本部（以下「E」という。）及びF農業協同組合（以下「F農協」という。）は、いずれも措置法67条の3第1項2号にいう「農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるもの」として農林水産大臣が指定したもの（以下「指定農協等」という。）に該当する農業協同組合等である。

(2) 肉用牛の売却取引の実施

ア 原告は、本件各事業年度において、栃木県内の牧場で乳用牛から生まれ育成された肉用子牛を、交雑種（F1）については月齢7か月頃に、和牛については月齢10か月頃に、Eを委託先としてBに売却し、Eから肉用牛売却証明書の交付を受けていた（以下、この売却取引を「本件E取引」という。）。

イ 原告は、平成21年12月期ないし平成24年12月期において、Cに預託していた和牛雌牛から生まれた肉用子牛を月齢10か月頃に、F農協を委託先としてCに売却し、F

農協から肉用牛売却証明書の交付を受けていた（以下、この売却契約を「本件F取引」といい、本件E取引と併せて「本件各取引」という。）。

（3）本件各申告の経緯

原告は、法人税について青色申告の承認を受けていたところ、本件各事業年度の法人税について、法定申告期限以前の日（平成19年12月期については確定申告書の提出期限の延長により平成20年3月27日、平成20年12月期については平成21年3月20日）に、所得金額、納付すべき税額等を別表1及び2の「確定申告」欄の各該当欄記載の金額とする確定申告（青色申告）を行い、平成25年12月課税事業年度の復興特別法人税について、提出期限までに、別表3の「申告」欄記載のとおり申告した（以下、これらの確定申告を併せて「本件各申告」という。）。

本件各申告において、原告は、本件各取引につき、肉用牛売却証明書を添付の上、本件特例を適用した申告をしていた。

（4）本件第一次各処分

真岡税務署長は、平成26年12月22日付けで、原告に対し、①法人税法127条1項3号に規定する青色申告の承認の取消事由があるとして、青色申告承認取消処分（以下「本件第一次青色申告承認取消処分」という。）を行うとともに、②本件各事業年度の法人税について、別表1及び別表2の「本件第一次更正処分等」欄に記載のとおり、法人税の各更正処分及び法人税の各加算税賦課決定処分を行い、③平成25年12月課税事業年度の復興特別法人税についても、別表3の「本件第一次更正処分等」欄に記載のとおり、復興特別法人税の更正処分及び復興特別法人税の重加算税の賦課決定処分を行った（甲10。以下、上記②及び③の各処分を「本件第一次更正処分等」といい、本件第一次青色申告承認取消処分と併せて「本件第一次各処分」という。）。

（5）延滞税等の納付

真岡税務署長は、平成27年2月23日、原告に対し、別表4のと通りの、本件第一次各処分にに基づき納付した法人税等に係る延滞税及び利子税（以下「本件延滞税等」という）の納付を求めた（甲1～8）。

原告は、平成27年2月26日、本件延滞税等として6141万5400円を納付した（甲9）。

（6）本件第二次各処分

真岡税務署長は、平成27年3月17日、本件第一次各処分の全部を取り消した。真岡税務署長は、同日、別表1から3までの「本件第二次更正処分等」欄のとおり、本件第一次各処分と同内容の更正処分等（以下「本件第二次更正処分等」という。）及び青色申告承認取消処分（以下「本件第二次青色申告承認取消処分」といい、本件第二次更正処分等と併せて「本件第二次各処分」という。）をした。真岡税務署長は、同日、原告が上記（5）で納付した本件延滞税等を、別表5のとおり充当した。なお、真岡税務署長は、原告に対し、平成27年4月21日、別表5③「差額」欄記載の金額を還付した。（甲10ないし18、乙1）

（7）別件の訴訟等

原告は、平成27年3月25日付けで、関東信越国税局長に対し、本件第二次各処分を含む更正処分等についての異議申立てをしたが、関東信越国税局長は、同年6月2日付けで、

同異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした。

原告は、平成27年7月3日付けで、国税不服審判所長に対し、上記各処分についての審査請求をし、同年8月24日付けで、真岡税務署長に対し、本件第二次各処分を含む更正処分等についての異議申立てをし、同異議申立ては、真岡税務署長が関係書類等を国税不服審判所長に送付したことから、国税不服審判所長に対する審査請求とみなされた。

国税不服審判所長は、平成28年6月27日付けで、上記各審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

原告は、平成28年12月22日、当庁に本件第二次各処分等の取消しを求める訴えを提起したが、令和2年2月19日、請求をいずれも棄却する判決を言い渡され、原告が控訴したが、東京高等裁判所は、令和3年4月14日、控訴を棄却する判決を言い渡した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、原告が、本件各事業年度の法人税及び平成25年12月期の復興特別法人税を「偽りその他不正の行為」（通則法61条1項）により免れたか否かであり、この点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

（原告の主張）

- (1) 通則法61条1項は、「偽りその他不正の行為」により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者についてされた当該国税に係る更正について、同項による延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例の適用対象から除いているところ、同項に規定する「偽りその他不正の行為」を、同じ文言が用いられた旧通則法70条5項や法人税法159条1項等に規定する「偽りその他不正の行為」と異なるものと解すべき理由はないことから、旧通則法70条5項や法人税法159条1項等に規定する「偽りその他不正の行為」と同様に、「税額を免れる意図のもとに、税の賦課徴収を不能又は著しく困難にするような何らかの偽計その他の工作を伴う不正な行為」を行うことをいうものと解するのが相当である。

したがって、本件において、原告に通則法61条1項に規定する「偽りその他不正の行為」があったと認められるためには、原告が税額を免れる意図を有しており、そのような意図のもとに、委託売却に関連する一連の書類を作成し、交付を受けた肉用牛売却証明書を確定申告書に添付していたことが必要である。

- (2) そして、以下のアからエまでの事情によれば、原告は、本件各取引が措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」に該当しない旨を認識していなかったものといえるから、税額を免れる意図のもとに、委託売却に関連する一連の書類を作成し、交付を受けた肉用牛売却証明書を確定申告書に添付したのではなく、「偽りその他不正の行為」により免れたものではない。

ア 本件各取引は、指定農協等が売却価格を主体的に決定しているとは認められないため、措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」には該当しないとしても、農業協同組合によって一般的に行われている農畜産物の委託販売には該当するものであるから、原告が、そのような本件各取引について、同号に規定する「委託して行う売却」に該当すると認識していたことは、自然であり、かつ合理的である。

イ 本件各取引の一方当事者であるE及びF農協は、本件各取引が措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」に該当するものと認識していたものであり、「委託して行う売却」に該当するか否かの判断を一次的に行うべき立場にあったE及びF農協に

においてすら、そのような認識をしていたのであるから、原告も同様の認識であったものである。

ウ 本件特例の適用を受けるために肉用牛売却証明書が必要とされている趣旨は、指定農協等をして、措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」に該当するか否かを判断させ、指定農協等が同号に規定する「委託して行う売却」に該当することを認めた場合に限り、本件特例の適用を受けることを可能とすることによって、本件特例の適用が適正に行われることを担保しようとしたものであると解されることからすると、同号に規定する「委託して行う売却」に該当するか否かについては、一次的には、指定農協等において判断をすることが法的に予定されているものといえる。そうすると、ある取引について指定農協等から売却証明書の発行を受けることができた場合には、納税者が指定農協等と通謀していたなどの特段の事情がない限り、納税者としては、当該取引が措置法67条の3第1項2号に該当するものであると認識することが通常であるところ、本件各取引については、原告がE又はF農協と通謀していたなどの特段の事情はないことから、原告としては、本件各取引が同号に規定する「委託を受けて行う売却」に該当するものと認識していたものとみるべきである。

エ 本件E取引においては、Eが主体的に売却価格を決定していたとはいえないものの、Eの職員が原告からBに対する子牛の受渡しに立ち会い、売却リストと照合し、子牛の体重測定を行い、売却リストに体重を記入するなどしていたこと、平成23年以降においては、市場での取引数が極めて少ない交雑種の低体重牛を除いて、肉用牛の売却価格は、基本的に市場価格から2か月ないし3か月分の育成コストを減算する方法によって算定されており、交雑種の低体重牛の売却価格も、基本的に前月の売却価格に正常体重牛の市場価格の変動額を反映させる方法によって算定されていたこと、平成22年以前において、原告とEとの間では売却価格について随時協議等が行われていたこと、個々の売却価格は、Eと原告との協議により定められた算定方法に基づき、原告が算定をしていたが、Eにおいても、原告が算定をした売却価格の確認及び決裁を行っていたなど、Eは売却価格の形成に一定の関与をしていた。

本件F取引においては、「市場価格に準じた価格をもって売却するものとする」というF売却委託要領に準拠した売却価格の算定方法が定められており、F農協は、そのような算定方法に基づき原告が算定した売却価格が「市場価格に準じた価格」となっているかを確認していたところ、そのようにF農協が売却価格を確認していたからこそ、原告としても、「市場価格に準じた価格」となるように売却価格を算定していたものといえるのであるから、F農協も、限定的ではあるものの、売却価格の形成に関与をしていたものである。

以上の本件各取引の実態からすると、原告は、本件各取引について措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」に該当するものと認識していたものとみるべきである。

(被告の主張)

- (1) 通則法61条1項に規定する「偽りその他不正の行為」については、同じ文言が用いられた通則法と異なるものと解すべき理由はないことから、本件各取引における原告の行為が旧通則法70条5項に規定する「偽りその他不正の行為」に該当すれば、通則法61条1項に規定する「偽りその他不正の行為」に該当する。

また、旧通則法70条5項に規定する「偽りその他不正の行為」とは、通則法68条に規定する「隠ぺい、仮装」を包摂し、それよりも外延の広いものであると解されるから、同条1項に規定する「仮装」の事実が認められる場合には、旧通則法70条5項の「偽りその他不正の行為」にも該当するから、通則法61条1項に規定する「偽りその他不正の行為」にも該当する。

(2) 通則法68条1項にいう課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の「仮装」とは、存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることをいい、本件特例についてみると、農業生産法人がしたその飼育した肉用牛の売却が措置法67条の3第1項2号に規定する指定農協等に「委託して行う売却」の方法によるものではないにもかかわらず、そのようなものであるかのように故意に装った場合には、「仮装」に該当する。

(3) 措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」に該当するためには、売主と買主の当事者間において、単に委託又は受託という形態をもって売却を行ったのみでは足りず、受託者である指定農協等が主体的に売買に関与して価格形成に関わり、取引価格の公正かつ適正さが担保された売却であることを要する。

本件各取引の実質は原告と買主との間の直接取引に他ならないものであり、本件各取引の当事者である原告も本件各取引の上記実質を当然に認識していた。

E又はF農協は、いずれも本件各取引の売却価格の形成に関与をしておらず、形式的に「委託販売」と称するにとどまり、実質的には販売の代行にすぎない本件各取引が「委託して行う売却」に該当すると認識していたことは不自然不合理といわざるを得ないから、E及びF農協は、本件各取引が「委託して行う売却」に該当しないものと認識していたというべきである。

原告は、本件各取引が、形式的に「委託販売」と称するにとどまり、実質的には販売の代行にすぎない事実を認識していたのであるから、このような取引についてE及びF農協から売却証明書の発行を受けたことは、実質的には措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」に該当しない本件各取引について本来発行を受けられない売却証明書の発行を受けたことを認識していたものであり、本件各取引が措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」に該当すると認識していたものとはいえない。

(4) 原告は、本件各取引における委託売却に関連する一連の書類を作成し、E及びF農協から交付を受けた肉用牛売却証明書を本件各事業年度の各確定申告書に添付することにより、あたかも措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」であるかのように装っていたものであり、本件各取引が「委託して行う売却」に該当しないことも認識していたものであるから、本件各取引における原告の行為は、通則法68条に規定する事実の「仮装」に当たる。そうすると、(1)で述べたとおり、この事実は、旧通則法70条5項の「偽りその他不正の行為」に該当するとともに、通則法61条1項に規定する「偽りその他不正の行為」にも該当する。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠（特記しない限り枝番を含む）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告のグループ会社の業務内容

栃木県内に本店を有する原告グループ会社3社（原告、B及びG）は、デイリー部、堆肥管理部、飼料原料部、生産管理部、企画管理部、ビーフ部及びアグリサポートの各部に分かれて業務を行っており、これらの3社の従業員は、同じ事務所内で業務に従事していた（乙7ないし9）。

原告グループは、乳肉複合経営を実施しており、乳牛から生まれた交雑種（7か月齢）をBにおいて約20か月間肥育して販売していた。

（2）原告とEとの間の契約内容

ア 平成15年3月1日付けの原告とEとの売買基本契約及び覚書

原告とEは、平成15年3月1日付けで、肉牛、素牛及び受精卵等の売買に関する基本契約を締結した。同契約には、その取引条件は同契約の条項によるほか覚書により別途定めること、覚書に定めのない事項については双方協議の上決定することなどが定められていた。原告とEは、同日付けで、同契約に基づき、覚書（以下「平成15年覚書」という。）を作成した。同覚書では、原告が肥育素牛の売却をEに委託し、Eはそれに基づき肥育素牛の販売をすること、受渡場所は、原告又はEの指定する場所とし、素牛の受渡しは、Eの受領書の提出と同時に完了するものとする、原告・E間の売買取引の、品名・規格・価格その他取引に必要な条件については、毎月の北海道の市況を参考に、協議の上決定すること、Eから原告への代金決済については、Eが委託された素牛を販売し、その販売代金の入金を確認した後4日以内に、販売価格の1.1パーセントの販売手数料を差し引いた額を原告の口座に振り込むことなどが定められていた。

イ 平成20年11月10日付けの原告とEとの売買基本契約、売却委託契約及び覚書

原告とEは、平成20年11月10日付けで、新たに売買基本契約及び生後1年未満の肉用子牛の売却に関する委託契約を締結し、平成15年3月1日付けの売買基本契約を合意解除した。上記委託契約では、原告がEに対し、売却を委託する肉用子牛の個体識別番号（種類、性別、体重、生年月日等）、頭数等を通知したときに個別契約が成立すること、Eは、肉用子牛の所有権が原告にあることを確認し、原告は、買主に肉用子牛を引き渡すまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理すること、Eは、売却を受託した肉用子牛を原告の名において売却し、市場価格に準じた価格をもって買主との売買を成立させ、買主から売却代金を回収すること、Eは、買主との売買が成立したときは、遅滞なく売買の成立内容を原告に報告すること、取引条件は、この契約の各項によるほか覚書により別途定め、覚書にない事項については協議によって決定することなどが定められていた。原告とEとは、同日付けで、同委託契約に基づき、覚書（以下「平成20年覚書」という。）を作成した。平成20年覚書において、原告は、取り扱う肉用子牛を継続的に売却委託し、Eは、売却を受託した肉用子牛を原告の名において売却し、買主から売却代金を回収すること、受渡場所・条件として、受渡場所は原告又はEの指定する場所とし、原告がEに対し売却を委託する肉用子牛の個体識別番号（種類、性別、体重、生年月日等）、頭数等を通知・確認したときに受渡しが完了すること、取引条件として、取引価格は前月の●●市場・●●市場・●●市場の3市場の単純平均価格とし、その他取引に必要な条件等については原告とEの協議により決定すること、Eから原告への代金決済については、Eが肉用子牛の売却を受託後、買主から売却代金が入金されたことを確認した後4日以内に、販売価格の1.1パーセントの販売手数料を差し引いた額を原告の口座に振り込むことなどが

定められていた。

(3) BとEとの間の契約内容

ア 平成15年3月1日付けのBとEとの間の売買基本契約及び覚書

BとEは、平成15年3月1日付けで、肉牛、素牛及び飼料等の売買に関する基本契約を締結した。同契約には、その取引条件は同契約の条項によるほか覚書により別途定めること、覚書に定めのない事項については双方協議の上決定することなどが定められていた。BとEは、同日付けで、同契約に基づき、覚書を作成した。同覚書では、EがBの取り扱う素牛を売り渡し、Bがこれを買受けることを約することのほか、受渡場所、取引条件等について、平成15年覚書と同様の内容が定められていた。

イ 平成20年11月10日付けのBとEとの間の売買基本契約及び覚書

BとEは、平成20年11月10日付けで、新たに売買基本契約を締結して覚書を作成し、平成15年3月1日付けの売買基本契約を合意解除した。上記覚書では、EがBの取り扱う肉用子牛を売り渡し、Bがこれを買受けることを約すること、受渡場所は、原告又はEの指定する場所とし、素牛の受渡しは、Bの受領書の提出と同時に完了するものとするほか、取引条件について、平成20年覚書と同様の内容が定められていた。

(4) 本件E取引の流れ等

ア 子牛の管理

原告は、原告のHの広さに限りがあるため、子牛が月齢4、5か月になると、BのIに移動させ、売却日まで、Bに預託し、原告がその管理費用を負担していた。

イ 子牛売却リストの作成等

原告は、月初めにJから子牛売却の価格・単価の算定資料として、和牛及び交雑種(F1)の前月分の北海道内主要3市場の取引の動向をまとめた集計データ(以下「相場表」という。)をメールで受領していた。Bの従業員で、原告及びBの両社において子牛の個体管理と堆肥の管理から販売までの一連の業務を担当していた者が、和牛は月齢10か月、交雑種(F1)は月齢7か月の子牛を抽出して、子牛の売却リストを作成していた。(乙27)

ウ 買受人及び売却日について

Eは、売却に当たって買受人を募集したことはなく、子牛の売却日については、原告とBの全牧場の責任者であるB所属の従業員と、Eの担当職員が協議の上で、子牛の個体の確認等を行うための立会日を決定し、その日を売却日としていた(乙22、27、28、29、31)。

エ 売却日当日の流れ

(ア) 個体の確認

売却日当日、Eの担当者は、BのIにおいて、原告から子牛売却リスト及び相場表の交付を受けていた。Eの担当者、原告の担当者及びBの担当者は、売却する子牛の個体識別番号等の確認及び体重の測定をし、子牛売却リストに測定した体重を記入していた。(乙28)

(イ) 子牛の受渡し等について

上記(ア)の子牛の個体確認により、原告からBへの受渡しが完了することとなっていた。この際、Eは、原告の従業員が売却に立ち会っていることから、原告に対して売

却結果の報告は行っていなかった。(乙28、41)

(ウ) 売却価格の決定等

a 売却価格の決定手続等

原告において子牛販売を担当していた従業員のパソコン内にあった業務引継書には、Eに対する子牛販売業務のうち、値決め稟議作成の業務内容について、交雑種(F1)については、F1値決め基準として、定重量牛と正常重量牛の値引きをすること、値引きしたライン以下の牛は、相場票の250kg以下の単価から原告の2か月分の生産コストを値引いて売価とすること、和牛値決め基準として、直近で素牛導入した和牛の平均単価を用いることなどが記載されているほか、Eに対する子牛販売業務のその他の業務について具体的な手順が記載されており、一定時期以降、おおむねその手順に従って本件E取引が行われていた。

売却価格決定に係る具体的な手続については、原告の従業員において、以下のbのとおりの方法で算定した子牛の販売価格の明細をEにメール連絡するとともに、子牛売却に係る稟議書を作成し、Eに郵送していた。上記稟議書は、Bの子牛購入稟議書を兼ねており、原告は、E宛てに、子牛売却価格の確定と併せて、BからE宛ての振込金額及び振込日を連絡していた。

(乙27、31、33ないし38、弁論の全趣旨)

b 販売価格の具体的な算定の方法

(a) 交雑種(F1)

平成20年10月までの取引の稟議書には、北海道内主要3市場の相場と体側結果を踏まえて売却価格を算定した旨の記載があり、原告において、その方針で算定した売却価格を稟議書に記載し、上記aのとおり、Eに売却価格を連絡していた。Eは、原告に対し、平成19年1月の取引の売却価格が安すぎる旨の指摘をし、原告は指摘に応じて売却価格を算定し直したことがあった。

平成20年11月以降は、原告の担当者が北海道内主要3市場の平均価格を抽出し、平均体重250kgを区切りとし、原告の生産コストの2か月分を差し引いて単価を決定した。250kg以下の低体重の子牛については、北海道内主要3市場の相場をそのまま利用せず、原告において、前月と同額で算定するなど売買価格を算定することがあった。

(b) 和牛

平成23年4月以前は、原告の担当者が●●市場の市場価格に準じて、売却価格を決定していた。同年5月以降は、原告の担当者が、売却日の前月における北海道内主要3市場の黒毛和種の平均価格を抽出し、同平均価格から、原告の生産コスト(子牛1頭当たり月額1万3000円)の3か月分等を減算することにより算定していた。

(乙29、31、33ないし38、40、41)

(エ) Eによる売却代金の決済等

Eは、B宛てに子牛売却に係る請求書を送付し、上記(ウ) aの振込みによる入金を確認した後、売却代金から1.1パーセントの販売手数料を控除した金額を、原告の指定口座に振り込んで支払っていた。

原告は、上記入金を確認後、子牛の売主である原告宛での肥育素牛出荷明細書と、子牛の買主であるB宛での肥育素牛販売明細書をそれぞれ作成した上、売却の受託者であるEに対し、当該データをメールにより送信していた。なお、子牛の売却価格を算定したり、販売価格の明細を作成したりする業務は、平成22年11月まではBの従業員が行っており、それ以降は原告の従業員が引き継ぐこととなった。（乙31、43、弁論の全趣旨）

(オ) 肉用牛売却証明書の発行

Eは、上記(エ)のデータを基に作成した原告宛での肥育素牛出荷明細書とB宛での肥育素牛販売明細書に押印して各宛先に送付するとともに、肉用牛売却証明書を原告宛てに発行していた。

(5) 本件F取引について

ア 取引に係る経緯

原告は、平成21年頃、乳牛の飼育数を増加させたため、それまで原告のHで飼育していた繁殖用の和牛雌牛250頭について、より広大な牧草地を有するCに預託し、F農協に対し、その組合員であるCを通じて、肉用子牛の委託売却を依頼した。Cは、F農協の組合員であり、F農協との間で農協取引約定書を取り交わしていたが、組合員ではない原告とF農協の間では、子牛売却に係る契約書等が取り交わされることはなかった。

イ 肉用子牛の売却委託要領の定め

F農協が組合員から肉用子牛の委託を受けて売却する際の手続等を定めた肉用子牛の売却委託要領には、組合員は、F農協に対し、売却を委託する肉用子牛の個体識別番号（種類、性別、生年月日等）、頭数等を通知すること、F農協は、売却委託を受けた肉用子牛について、肉用子牛が委託を受けた組合員の所有であること及び肉用子牛の個別識別番号（種類、性別、生年月日等）を確認すること、F農協は、組合員の名において肉用子牛の売却を行い、市場価格に準じた価格をもって売却し、買主と売買が成立したときは、遅滞なく、その内容を組合員に報告すること、F農協は、買主から売却代金を回収後、遅滞なく組合員の口座に振り込み、組合員の負担する経費については、売却代金振込時に組合員の口座より徴収することなどが定められていた（乙49）。

ウ 本件F取引の流れ等

原告において子牛販売を担当していた従業員のパソコン内にあった業務引継書には、F農協に対する子牛販売業務の具体的手順が売却価格の算定を含めて記載されており、一定の時期以降、おおむねその手順に従って本件F取引が行われていた（乙27、31、33ないし38、弁論の全趣旨）。

(ア) 子牛売却リストの作成

原告の担当者は、月初めにJから相場表を受領後、Cで育成されている月齢9又は10か月の和牛の子牛を抽出して、売却する子牛のリストを作成していた。

(イ) 買受人及び売却日の決定

売却に当たって、F農協が買受人を募集したことはなく、原告からCへの子牛の売却日は決まっていなかったため、原告の担当者は、本件E取引における子牛の売却日を本件F取引の売却日としていた。

(ウ) 個体の確認

原告の肉用子牛の売却当日に、F農協の職員が立ち会うことはなく、F農協は、売却する子牛の個体の確認、体重測定等を実施していなかった。F農協は、毎月、肉用子牛生産者補給金制度業務に係る作業をCで実施する際、翌月販売する原告の肉用子牛を確認し、後日、原告から送付される和牛子牛販売明細書兼請求書を基に、売却された子牛の個体識別番号から、母牛、耳標、生年月日、品種、性別等を確認していた。

(エ) 売却価格の算定

原告の担当者は、平成21年11月から同年12月までの期間は●●市場における月齢10か月の和牛子牛の平均取引相場価格、平成22年1月から平成23年4月までの期間は北海道内主要3市場の和牛子牛の体重251キログラムから300キログラムの平均取引相場価格、同年5月以降は同市場の和牛子牛の体重250キログラム以下及び251キログラムから300キログラムの取引相場価格の加重平均から3万円を引いた価格により、売却価格を算定しており、売却価格の決定に際し、売却対象となっている肉用子牛の体重を確認することはなかった。

(オ) 販売、購入の稟議、原告からF農協への請求書等の送付

原告は、上記(エ)の算定方法に基づき売却価格を算定した上で、Bに対するものと一緒に販売稟議書を作成し、決裁を受け、当該子牛の個体識別番号、耳標、品種、性別、売却価格及び手数料等を記載した和牛子牛販売明細書兼請求書を作成し、F農協●●支所及びC宛てにファックスで送信し、F農協に対し、同書面の正本を郵送していた。F農協は、本件F取引に関して、原告に対し、Cとの契約の成立を報告したことはなかった。

(カ) 売却代金の決済

F農協●●支所は、上記(オ)の和牛子牛販売明細書兼請求書に基づき、Cへ売却した子牛の個体識別番号、売却価格及び販売手数料等を記載した農畜産物販売精算書を作成し、F農協本所にファックスで送信していた。F農協本所は、農畜産物販売精算書に基づき、売却価格から1頭当たり2000円の販売手数料を控除した金額を、原告の指定口座に振り込んで支払っていた。

(キ) 肉用牛売却証明書の作成及び発行

F農協本所は、上記(カ)の農畜産物販売精算書に基づき、肉用牛売却証明書を作成し、原告に対し、当該証明書を発行していた。

2 争点（本件各事業年度の法人税及び平成25年12月期の復興特別法人税を「偽りその他不正の行為」（通則法61条1項）により免れたか否か）について

(1) 「偽りその他不正の行為」（通則法61条1項）の意義等

ア 通則法61条1項にいう「偽りその他不正の行為」は、法人税法159条1項所定の脱税犯の構成要件である「偽りその他不正の行為」と同一の文言を用いているものの、刑罰が故意に納税義務違反を犯したことに対する制裁であるのとは異なり、延滞税は、国税債権の期限内における適正な実現を担保し、期限内に適正に納税義務を履行した者との権衡を図るという趣旨に基づく行政上の措置であるから、通則法61条1項にいう「偽りその他不正の行為」に当たるというためには、税額を免れる意図を要するものではなく、「偽りその他不正の行為」につき、これを認識して行えば足りると解するのが相当である。これを本件特例についてみると、農業生産法人がしたその飼育した肉用牛の売却が措置法6

7条の3第1項2号に規定する指定農協等に「委託して行う売却」の方法によるものではないにもかかわらず、そのようなものであるとの外観を作出し、当該法人がそのことを認識していた場合には、「偽りその他不正の行為」を行ったものというべきである。

イ 措置法67条の3第1項2号は、国内の肉用牛の増産を目的として肉用牛の改良、増殖、肥料等の技術の向上のほか価格形成の合理化、流通機能の改善等が図られてきたところ、税制面からもその助成措置を講ずることにより、国内の肉用牛の増殖肥育を奨励するとともに、価格形成の合理化に資するなどの観点から、「農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却」の方法により同号に定める当該農業生産法人が飼育した生産後1年未満の肉用牛を売却した場合等において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛があるときには、当該対象飼育牛の売却による利益に相当する金額を全て損金とする特例措置を設けたものである。このように、本件特例は、価格形成の合理化等を図るため、指定農協等に売却を委託する場合に限って税制上の優遇を付与するものであるから、同号に規定する指定農協等への委託は、売主と買主の当事者間において、受託者である指定農協等が主体的に売買及び価格形成に関与し、取引価格の公正かつ適正さが担保された売却であることを要し、指定農協等が売買や価格形成に外観上一定の関与をただけでは足りないというべきである。

この点は、原告も、本件各取引は、指定農協等が売却価格を主体的に決定しているとは認められないため、措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」には該当しない旨主張しているところである。

他方、原告は、本件各取引が「委託して行う売却」に該当しないことを認識していなかったものであり、「偽りその他不正の行為」を認識していたとはいえない旨主張するので、以下、本件E取引及び本件F取引のそれぞれについて、まず、客観的な取引の経過等（（2）、（3））を検討し、続いて原告の主観的認識等（（4））を検討する。

（2）本件E取引について

ア 上記認定事実のとおり、原告とEとの間の肉用子牛売却に関する委託契約と、BとEとの間の肉用子牛の売買基本契約が同日付けで締結されていること、実際の取引においても、原告からBに売却される子牛は売却前に原告の牧場からBの牧場に移動して、預託されている状況にあること、Eにおいて買主を募集したことはないこと、Eが原告に売買の成立を報告したことはなかったことなどからすれば、本件E取引においては、B以外への売却は予定していなかったといえる。

イ 子牛の売却価格の決定については、Eの担当者が売却価格の対象となる子牛の体重測定には関与していたものの、原告の従業員が北海道相場を基準として売却価格を算定した上で子牛売却と購入を兼ねた稟議書を作成しており、Eの担当者は稟議には入っておらず、原告からのメール連絡等により金額を確認していたにとどまること、原告宛ての出荷明細書及びB宛ての販売明細書のデータも原告において作成していたこと、平成22年11月以前はBの従業員が売却価格を算定し稟議書を作成するなどしており、いずれにせよEがそのような業務を行っていないこと、原告の従業員が一定の基準等に基づいて算定して稟議書に記載した売却価格がそのまま売却価格となっていた経過が認められることなどの事情にアの事情を総合すれば、Eが売買及び売却価格の形成に主体的に関与していたとは認められない。

(3) 本件F取引について

上記認定事実のとおり、本件F取引は、平成21年に、原告が飼育していた繁殖用の和牛雌牛250頭を、Cに預託したことを契機に始まったものであり、原告とF農協間で契約書等が作成されておらず、F農協は子牛の買主の募集をしていないことからすれば、C以外の肥育農家等への売却を予定していなかったと認められる。そして、売却価格については、F農協の売却委託要領においては市場価格に準じた価格とされているものの、原告においては市場価格を基礎としつつも、子牛の体重を測定することなく、原告において定めた算定方法により売却価格を決定していたこと、F農協は、売主である原告に売買の成立を報告したことはなく、むしろ原告から提出される和牛子牛販売明細書兼請求書によって、原告から売買成立の報告を受けていたにすぎないことからすれば、本件F取引において、F農協は、原告から売却の委託を受けたとされる子牛の売却先や売却価格の形成に主体的に関与していたとは認められない。

(4) 原告の「偽りその他不正の行為」（通則法61条1項）の認識等

ア 「偽りその他不正の行為」の客観的該当性

以上のとおり、本件各取引においては、肉用子牛販売の受託者であるE又はF農協が主体的に売買及び価格形成に関与したとは認められず、措置法67条の3第1項2号に規定する「委託して行う売却」に該当するということはできない。

そして、原告が本件E取引及び本件F取引において作成した契約書、請求書、販売稟議書等は、青色申告の承認を受けている法人が整理し、保存すべき書類に該当する（法人税法126条、法人税法施行規則59条1項3号）と解されるところ、原告は、委託売却に関連する一連の書類を作成し、E及びF農協から交付を受けた肉用牛売却証明書を本件各事業年度の各確定申告書に添付していたものである。そして、前判示のとおり、本件各取引は、売却先がB及びC以外には想定されておらず、売却価格も原告が算定した価格が稟議書に記載され、それがそのまま売却価格となっていた実態にあったことから、E又はF農協が主体的に売買及び価格形成に関与し、取引価格の公正かつ適正さが担保された売却であるとは到底認められないものであることに照らせば、原告が委託売却に関連する一連の書類を作成した上で肉用牛売却証明書を本件各事業年度の各確定申告書に添付していた行為は、「委託して行う売却」の外観を作出していたものといえ、通則法61条1項にいう「偽りその他不正の行為」に該当するというべきである。

イ 原告の「偽りその他不正の行為」についての認識

本件特例の制度趣旨や内容に加え、原告が肉用牛の飼育及び販売を目的とする会社であり、平成19年12月期から平成25年12月期までの本件特例の適用による原告の損金不算入額は、約1億8967万円から約2億6369万円と相当多額であること（乙6別表4の順号②、弁論の全趣旨）などの事情を総合すると、原告としても、本件特例の趣旨及び内容を十分に理解していたものと考えられ、このことに、前判示に係る本件各取引の実態、すなわち、原告の社内引継書には、本件各取引の具体的な手順が詳細に記載され、少なくとも、一定の時期以降、本件各取引は、売却価格の算定手続も含めて上記引継書記載の手順に沿って行われていた実態にあり、その手順自体がE及びF農協の関与が外形上の一定の関与にとどまるものであったことなどの事情を併せ考慮すると、原告において、指定農協等に「委託して行う売却」の方法によるものではないにもかかわらず、そのよう

なものであるとの外観を作出したことにつき、少なくとも未必的に認識していたものと認められる。

ウ 原告の主張について

原告は、平成19年1月25日付け販売稟議書（甲28）において、Eから指摘を受けて単価設定をし直す旨の記載があること、平成21年4月17日付け販売稟議書において、Eとの間で売買価格の算定方法に関する協議が行われていること（甲29）、E又はF農協も「委託して行う売却」に該当すると認識し、肉用牛売却証明書を発行していたこと、本件各取引も、一般に委託販売と呼ばれる取引には該当し得ることなどの事情を上げて、本件各取引が「委託して行う売却」に該当しないことを認識しておらず、「偽りその他不正の行為」を認識していたものではない旨主張する。

しかしながら、証拠（甲28、乙35の37）によれば、Eが原告に対し単価が安いと伝えたのは、平成19年1月25日付け販売稟議書（甲28）において、同月16日に取引したうちの20頭分にすぎず、同日の取引総数が121頭であることに照らすと、1日の取引総数のうちの約17%分についてだけであり、本件全証拠によっても、7年間にわたる本件各事業年度において、Eが原告に対し売却価格やその設定方法について協議や意見を伝えたことは、上記のほか、平成21年4月17日付け販売稟議書（甲29）において、Eとの間で売買価格の算定方法に関して協議したことが認められるのみであるから、原告の上記主張によってもEが売却価格の形成に主体的に関与していなかったとの前記認定を覆すには足りない。そして、前判示に係る諸事実を総合すると、本件各取引は、実質的には、原告がその関連会社であるB及びCに原告所有の肉用子牛を直接売却する取引であり、本件特例の適用を受けるため、形式的にE及びF農協を関与させたとみる余地が十分にあるのであって、原告において、指定農協等に「委託して行う売却」の方法によるものでないにもかかわらず、そのようなものであるとの外観を作出したことについて、少なくとも未必的に認識していたものと認められることは前判示のとおりであり、原告主張に係る諸事実は前記判断を左右するに足りるものではない。

なお、原告は、延滞税の過誤納金の返還請求においては、被告（課税庁）が自らの延滞税の計算に誤りがないことについて主張立証すべきであるとも主張するが、争いのない事実、認定事実に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によって認められる前判示に係る事実関係に基づき、原告が平成19年度から平成25年度までの法人税及び復興特別法人税を「偽りその他不正の行為」（通則法61条1項）により免れたものと認められることはこれまで判示してきたとおりであるから、この点に関する原告の主張にかかわらず、原告の請求は理由がない。

エ 小括

以上のとおり、原告は平成19年度から平成25年度までの法人税及び復興特別法人税を「偽りその他不正の行為」により免れたものであるから、本件特例を適用することはできず、本件特例が適用された場合の延滞税の額と原告が納付した延滞税との差額部分が過誤納であることに基づく原告の本訴請求は理由がない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 春名 茂

裁判官 横井 靖世

裁判官 下道 良太

(別紙)

指定代理人目録

奥江 隆太、野間 隆一郎、猪股 翔太、渡邊 敬子、清野 将史、多田 泰之

以上

(別表1)

法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	区分	確定申告	本件第一次 更正処分等	異議申立て	本件第一次更正 処分等取消	異議決定	本件第二次 更正処分等	異議申立て	異議決定	本件第二次更正 処分等に対する 審査請求	審査裁決	東京地裁判決																
	年月日等	(期限内)	平成26年12月22日	平成27年2月18日	平成27年3月17日	平成27年3月17日	平成27年3月17日	平成27年3月25日	平成27年6月2日	平成27年7月3日	平成28年6月27日	令和2年2月19日																
平成19年 12月期	所得金額	77,516,478	267,193,484	全部取消し	全部取消し	却下	267,193,484	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	棄却																
	納付すべき税額	35,225,400	81,826,200				81,826,200																					
	差引納付すべき 法人税額	21,313,400	46,600,800				46,600,800																					
	重加算税の額	—	16,310,000				16,310,000																					
平成20年 12月期	所得金額	106,240,635	322,940,456				全部取消し						全部取消し	却下	322,940,456	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	棄却								
	納付すべき税額	30,133,200	95,143,200												95,143,200													
	差引納付すべき 法人税額	12,520,500	65,010,000												65,010,000													
	重加算税の額	—	22,753,500												22,753,500													
平成21年 12月期	所得金額	128,045,878	346,659,476												全部取消し						全部取消し	却下	346,659,476	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	棄却
	納付すべき税額	36,484,800	102,069,000																				102,069,000					
	差引納付すべき 法人税額	21,418,200	65,584,200																				65,584,200					
	重加算税の額	—	22,953,000																				22,953,000					
平成22年 12月期	所得金額	△41,426,962	221,853,462	全部取消し	全部取消し	却下		221,853,462	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却											棄却					
	納付すべき税額	△2,185,600	63,410,300					63,410,300																				
	差引納付すべき 法人税額	△20,428,000	65,595,900					65,595,900																				
	翌期へ繰り越す 欠損金額	41,426,962	0					0																				
	重加算税の額	—	22,956,500				22,956,500																					

(注) 「所得金額」欄の△印は欠損金額を示し、「納付すべき税額」及び「差引納付すべき法人税額」欄の△印は所得税額等の還付金額を示す。

(別表2)

法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

事業年度	区分	確定申告	本件第一次更正処分等	異議申立て	本件第一次更正処分等取消	異議決定	本件第二次更正処分等	異議申立て	異議決定	本件第三次更正処分等	本件第二次更正処分等に対する審査請求	本件第三次更正処分等に対するみなす審査請求	審査裁決	東京地裁判決
	年月日等	(期限内)	平成26年12月22日	平成27年2月18日	平成27年3月17日	平成27年3月17日	平成27年3月17日	平成27年3月25日	平成27年6月2日	平成27年6月29日	平成27年7月3日	平成27年8月24日	平成28年6月27日	令和2年2月19日
平成23年12月期	所得金額	△54,672,921	163,381,116				163,381,116							
	納付すべき税額	△2,773,664	45,280,600				45,280,600							
	差引納付すべき法人税額	△2,773,664	48,054,200				48,054,200							
	翌期へ繰り越す欠損金額	96,099,883	0				0							
	重加算税の額	—	16,817,500				16,817,500							
平成24年12月期	所得金額	0	230,753,993	全部取消し	全部取消し	却下	230,753,993	全部取消し	棄却		全部取消し		棄却	
	納付すべき税額	△10,519,984	57,745,900				57,745,900							
	差引納付すべき法人税額	△10,519,984	68,265,800				68,265,800							
	繰越欠損金の当期控除額	37,416,934	0				0							
	翌期へ繰り越す欠損金額	58,682,949	0				0							
	過少申告加算税の額	—	1,514,000				1,514,000							
	重加算税の額	—	20,300,000				20,300,000							
平成25年12月期	所得金額	△3,733,278	101,939,611				101,939,611			343,917,611		全部取消し		棄却
	納付すべき税額	△10,323,530	14,830,900				14,830,900			76,535,300				
	差引納付すべき法人税額	△10,323,530	25,154,400				25,154,400			61,704,400				
	翌期へ繰り越す欠損金額	62,416,227	0				0			0				
	過少申告加算税の額	—	—				—			9,230,000				
	重加算税の額	—	8,802,500				8,802,500			—				

(注) 「所得金額」欄の△印は欠損金額を示し、「納付すべき税額」及び「差引納付すべき法人税額」欄の△印は所得税額等の還付金額を示す。

(別表3)

復興特別法人税の課税処分等の経緯

(単位：円)

課税事業年度	区分	申告	本件第一次更正処分等	異議申立て	本件第一次更正処分等取消	異議決定	本件第二次更正処分等	異議申立て	異議決定	本件第三次更正処分等	本件第二次更正処分等に対する審査請求	本件第三次更正処分等に対するみなす審査請求	審査裁決	東京地裁判決
	年月日等	(期限内)	平成26年12月22日	平成27年2月18日	平成27年3月17日	平成27年3月17日	平成27年3月17日	平成27年3月25日	平成27年6月2日	平成27年6月29日	平成27年7月3日	平成27年8月24日	平成28年6月27日	令和2年2月19日
平成25年12月課税事業年度	課税標準法人税額	0	25,154,000	全部取消し	全部取消し	却下	25,154,000	全部取消し	棄却	86,858,000	全部取消し	全部取消し	棄却	棄却
	納付すべき税額	△216,426	2,298,900				2,298,900			8,469,300				
	差引納付すべき復興特別法人税額	△216,426	2,515,300				2,515,300			6,170,400				
	過少申告加算税の額		—				—			900,500				
	重加算税の額	—	878,500				878,500			—				

(注) 「納付すべき税額」及び「差引納付すべき復興特別法人税額」欄の△印は、復興特別所得税額等の還付金額を示す。

別表 4、5 省略